

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和元年12月 6 日

金 曜 日

第 4576 号

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業者の指定	1
○保安林の指定予定	2
○森林病虫害等の駆除命令	4
○伐採木等の移動制限命令	6
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	8
公 告	
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	9

告 示

富山県告示第504号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和元年12月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1670202660	
指定年月日	令和元年12月 1 日	
申 請 者	名称	株式会社ニチイ学館
事 業 所	所在地	高岡市中田1427番地
	名称	ニチイケアセンター中田
サービスの種類	訪問介護	

事業所番号	1670202652	
指定年月日	令和元年12月 1 日	
申 請 者	名称	株式会社ニチイ学館
事 業 所	所在地	高岡市佐野 580番地
	名称	ニチイケアセンター高岡佐野
サービスの種類	訪問介護	

富山県告示第505号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市小竹字荻ケ谷19の 2 から19の 4 まで、53

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

富山県告示第506号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県高岡市八口字矢木野7、8、境字宮ノ谷内5、6、7の1、7の2、18から20まで、字宮ノ谷833から839まで、麻生谷字東谷45の1、45の2、46から54まで、55の1、55の2、56の1、56の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び高岡市役所に備えて縦覧に供する。）

富山県告示第507号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市早借字永尾25の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

富山県告示第508号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

令和元年12月27日から令和2年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮したうえ、松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。
ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、3に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第509号

伐採木等の移動制限命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第5号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間**(1) 区域**

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

令和元年12月27日から令和2年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動してはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫のまん延を防止するため

富山県告示第510号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月6日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

富山県知事 石井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 藤森岡線	小矢部市赤倉 510番から 小矢部市野寺 531番まで	変更前		最大 8.3 最小 7.6	484.9	小矢部土 木事務所
	小矢部市赤倉58番3から 小矢部市野寺 235番9ま で	変更後		最大 29.3 最小 12.0	484.9	
県道 井栗谷大門線	砺波市三合新 614番から 砺波市頼成新 325番まで	変更前	A	最大 22.9 最小 6.3	955.6	砺波土木 センター
	砺波市三合新 614番から 砺波市頼成新 325番まで	変更後	A	最大 22.9 最小 6.3	955.6	
	砺波市三合新81番2から 砺波市芹谷 182番3まで		B	最大 43.5 最小 15.6	342.7	
国道 359号	砺波市頼成新70番1から 砺波市頼成 140番1まで	変更前	A	最大 15.9 最小 7.4	508.0	砺波土木 センター
			B	最大 100.7 最小 18.6	1,220.3	
		変更後	A	最大 15.9 最小 7.4	508.0	
			B	最大 100.7 最小 18.6	1,220.3	
国道 359号	砺波市矢木 117番1から 砺波市高道35番2まで	変更前		最大 58.7 最小 21.5	280.8	砺波土木 センター

		変更後	最大 58.7 最小 21.5	280.8	
--	--	-----	--------------------	-------	--

富山県告示第511号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月6日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 千里八尾線	富山市八尾町福島字沼田割 416番2から 富山市八尾町福島字沼田割 481番3まで	令和元年12月6日	富山土木センター
県道 藤森岡線	小矢部市赤倉77番2から 小矢部市赤倉 211番2まで	令和元年12月6日	小矢部土木事務所
国道 359号	砺波市芹谷 217番から 砺波市頼成 132番まで	令和元年12月7日	砺波土木センター
国道 359号	砺波市矢木 117番1から 砺波市矢木 117番2まで	令和元年12月7日	砺波土木センター
県道 井栗谷大門線	砺波市三合新 614番から 砺波市芹谷 182番3まで	令和元年12月7日	砺波土木センター

